

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	独立行政法人の見直しに伴う税制上の所要の措置				
税 目	国税（所得税、法人税、登録免許税、地価税、印紙税、消費税）				
要 望 の 内 容	<p>厚生労働省省内事業仕分けの結果に基づき行われる以下の制度改正に伴う、税制上の所要の措置を講ずること。</p> <p>①（独）国立病院機構については、厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議の事業仕分けにおいて非特定独立行政法人化の方針を提示したところ。（独）国立病院機構が非特定独立行政法人化を行うこととした場合においても、現行の非課税措置の適用を継続すること。</p> <p>② 厚生労働省省内事業仕分けの結果、統合により新設される独立行政法人について、全額国出資（予定）の独立行政法人として、非課税独立行政法人とすること。</p> <table border="1" data-bbox="874 837 1489 931"> <tr> <td data-bbox="874 837 1222 931">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 837 1489 931">－ 百万円 （－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>①（独）国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として（独）国立病院機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与する。</p> <p>② 厚生労働省省内事業仕分けに基づき、独立行政法人を統合することにより、事務部門の一部効率化・合理化を進めるとともに、業務等の一層の総合化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>上記政策目的を実現するため、</p> <p>① 国立病院機構が非特定独立行政法人化した場合においても、引き続き国の医療政策として（独）国立病院機構が担うべきものの向上を図ることが必要である。</p> <p>② 厚生労働省省内事業仕分けの結果に基づき、独立行政法人の統合を進めることにより、業務の効率化を図り、より国民生活の向上等に寄与する組織として整備することが必要である。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	① (独)国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目標とする。 ② 厚生労働省省内事業仕分けの結果に基づき、独立法政法人の統合を進めることにより、業務の効率化を図り、より国民生活の向上等に寄与することを目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	① ②について 地方税について、現行の独立行政法人に対して講じられている非課税措置と同等の措置を要望。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	①②について 運営費交付金(現時点では具体的に検討していない。)
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	①②について 運営費交付金(現時点では具体的に検討していない。)

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>政策目的を実現するため、</p> <p>①（独）国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として（独）国立病院機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与する。</p> <p>② 厚生労働省省内事業仕分けの結果に基づき、独立法政法人の統合を進めることにより、業務の効率化を図り、より国民生活の向上等に寄与する組織として整備することが妥当である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—